

平成 28 年 10 月 1 日

社会福祉法人ハイネスライフ行動計画

職員が仕事と育児を両立させることができ、全職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 28 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 までの 2 年間

2 内容

目標 1 育児休業中の職員が職場復帰しやすいように労働時間等の緩和処置を行う。

(1) 夜勤の免除、勤務時間の短縮等これに伴う勤務体制

(2) 育児休業取得率の向上を図る。

(3) 出産等による退職者の再雇用の促進。

(対策)

育児休業復帰職員に配慮した勤務体制及び育児休業の取得について、各事業所ごとに行う会議等において職員に周知・徹底を図る。

目標 2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施します。

(対策)

平成 28 年 10 月 1 日～ 各職場内会議において周知

平成 28 年 10 月 1 日～ 第 3 次ノー残業デーの開始

各職場リーダーへの研修会の実施を通じて職員への周知を図る。